



鳥取県公報

平成13年 6月 1日(金)

第 7 2 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (343) (市町村振興課)	1
	特定計量器の定期検査の実施 (344) (経済通商課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (345) (経営商業課)	3
	国土調査の成果の認証 (346) (耕地課)	3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (34)	4
議会告示	鳥取県議会事務局処務規程の一部改正 (3)	4
公 告	交通誘導警備に係る検定の実施 (警察本部生活安全企画課)	5

告 示

鳥取県告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る日光地区第3工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 6月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年8月1日現在の地番による。）
大字吉原字西成	大字吉原字西成の全域 大字吉原字袋原1884の一部、1888の1の一部、1889の1、1890、1891の一部、1892の一部
大字吉原字中林	大字吉原字中林のうち1441の19の一部、1441の23、1441の36の一部、1441の49の一部、1441の50以外の区域
大字吉原字下久那谷	大字吉原字下久那谷のうち1593と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字吉原字原尻	大字吉原字原尻の全域 大字吉原字袋原1663の1、1663の2の一部、1663の3、1663の4の一部、1664の一部、1665の1の一部、1704の1から1704の3までの一部、1705の1、1705の2、1706の1、1707の2の一部及びこれからと一体をなす国有地

大字吉原字袋原	大字吉原字中林1441の19の一部、1441の23、1441の36の一部、1441の49の一部、1441の50 大字吉原字下久那谷1593と一体をなす国有地の一部 大字吉原字袋原のうち1663の1、1663の2の一部、1663の3、1663の4の一部、1664の一部、1665の1の一部、1704の1から1704の3まで的一部分、1705の1、1705の2、1706の1、1707の2の一部、1884の一部、1888の1の一部、1889の1、1890、1891の一部、1892の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字吉原字野田ノ平1907の一部、1911の1の一部、1911の2、1919の2の一部
大字吉原字野田ノ平	大字吉原字野田ノ平のうち1907の一部、1911の1の一部、1911の2、1919の2の一部以外の区域

鳥取県告示第344号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
西伯郡	平成13年7月2日から平成14年3月29日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
西伯郡 中山町	平成13年7月2日	午後1時から午後3時まで	西伯郡中山町下甲1120 中山町農村環境改善センター
西伯郡 名和町	平成13年7月3日	"	西伯郡名和町大字御来屋263 - 1 名和町公民館
西伯郡 大山町	平成13年7月4日	"	西伯郡大山町末長269 - 1 大山町中央公民館
西伯郡 淀江町	平成13年7月5日	"	西伯郡淀江町大字淀江480 淀江中央公民館
西伯郡 日吉津村	平成13年7月6日	"	西伯郡日吉津村大字日吉津965 - 1 日吉津村中央公民館
西伯郡 岸本町	平成13年7月9日	"	西伯郡岸本町吉長37 - 3 岸本町役場
西伯郡 会見町	平成13年7月10日	"	西伯郡会見町天萬558 会見町公民館
西伯郡 西伯町	平成13年7月11日	"	西伯郡西伯町大字法勝寺167 - 2 プラザ西伯
西伯郡	平成13年7月18日	"	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県産業技術センター応用技術部生産技術科
"	平成13年8月1日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S - m a r t 桜谷店
鳥取市正蓮寺109

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後8時
変更後 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時まで
変更後 午前9時から午後10時まで

3 変更年月日

平成13年5月22日

4 届出年月日

平成13年5月21日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成13年6月1日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営商業課
鳥取市尚徳町116
鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第346号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
赤 碕 町	平成10年度から平成11年度まで	赤碕町（大字梅田、大字笹津及び大字湯坂の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碕町大字梅田、大字笹津及び大字湯坂の各一部	平成13年6月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成13年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年6月11日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について
 - (2) その他

議 会 告 示

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成13年6月1日

鳥取県議会議長 廣 江 式

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第9条関係）				別表（第12条関係）			
公印の種類	ひ な 形	寸 法	摘要	公印の種類	ひ な 形	寸 法	摘要
略				略			
副 委 員				副 委 員			

副委員長印	長 印	19ミリメートル平方	副委員長印	長 印	19ミリメートル平方
議会情報公開 審査会長印	鳥 取 県 議会情報 公開審査 会 長 印	22ミリメートル平方			

附 則

この告示は、平成13年 6月 1日から施行する。

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成13年 6月 1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備 2級
- 2 実施日時
平成13年 9月29日（土）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 5 受験資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
 - (2) 平成13年 9月29日現在満18歳以上であること。
 - (3) 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
 - (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消された者にあつては、当該

取消の日から起算して3年を経過していること。

6 検定申請書の受付期間

平成13年7月30日(月)から同年8月13日(月)まで

7 検定申請書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

8 検定申請書の提出部数等

検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- (2) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- (3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- (4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- (6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)

9 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。